

駐車監視員活動ガイドライン

平成27年10月1日改定

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置駐車車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています。(反則告知をしたり、金銭を徴収したりすることはありません。)

本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

※ 祭礼・イベントその他警察署長の指示により、ガイドラインの範囲外で活動する場合があります。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置駐車車両の確認等を実施する。

重点路線	◎ 最重点路線		
	路線 (区 間)	重点時間帯	
	市道久屋大通線・東西線	(久屋橋交差点～矢場久屋交差点)	終日
	市道錦通線	(錦橋交差点～錦通久屋東交差点)	終日
	県道名古屋長久手線	(納屋橋交差点～千種橋交差点)	終日
	国道19号線	(金山新橋南交差点～桜通久屋東交差点)	終日
	市道大津通線	(桜通大津交差点～金山橋)	終日
○ 重点路線			
	路線 (区 間)	重点時間帯	
	市道大津通線	(市役所交差点～桜通大津交差点)	終日

重点地域	◎ 最重点地域		
	地域 (町 名)	重点時間帯	
	栄地区	・ 錦二丁目～三丁目 ・ 栄二丁目～五丁目 ・ 錦一丁目 ・ 栄一丁目 ・ 大須三丁目、四丁目	終日
	金山駅周辺地区	・ 金山一丁目～四丁目 ・ 金山町	終日
	○ 重点地域		
	地域 (町 名)	重点時間帯	
	丸の内地区	・ 丸の内一丁目～三丁目	終日
	三の丸地区	・ 三の丸一丁目～四丁目 ・ 本丸 ・ 二の丸	7時～20時
	新栄地区	・ 新栄一丁目～三丁目 ・ 新栄町 ・ 葵一丁目～三丁目 ・ 東桜二丁目	終日
	老松・橘地区	・ 千代田一丁目～五丁目 ・ 橘一丁目、二丁目 ・ 上前津一丁目、二丁目 ・ 富士見町・大井町	8時～2時
平和地区	・ 伊勢山一丁目、二丁目 ・ 平和一丁目、二丁目 ・ 金山五丁目	8時～2時	
正木地区	・ 正木一丁目～四丁目 ・ 古渡町	8時～2時	
松原地区	・ 大須一丁目、二丁目 ・ 松原一丁目～三丁目 ・ 門前町	8時～2時	
○ 自動二輪・原付重点路線及び重点地域			
	地域 (町 名)	重点時間帯	
	最重点路線、重点路線及び最重点地域に同じ	終日	

愛知県中警察署